

協定項目番号	23-19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会								
調整方針(案)	1 道路認定については、合併時に再編統一する。														
区分	観音寺市		大野原町		豊浜町										
市道・町道の状況	路線数 991 路線	実延長 358.821 km	自転車歩行者道 15.284 km	橋梁 223 橋	踏切 16 箇所	路線数 170 路線	実延長 122.22 km	自転車歩行者道 10.102 km	橋梁 70 橋	踏切 3 箇所	路線数 168 路線	実延長 72.813 km	自転車歩行者道 4.414 km	橋梁 67 橋	踏切 10 箇所
認定時期	年1回(3月議会)		随時		随時										
認定基準	<p>通常分 基本的な条件 幅員4m以上の道路に接道していること。 構造及び付属物設置基準 交通安全施設設置基準 占用物件の設置基準</p> <p>都市計画法第32条に規定する公共施設(道路)の協議で同意したもの。 基本的な条件 幅員4m以上の道路に接道していること。 構造及び付属物設置基準 交通安全施設設置基準 占用物件の設置基準</p>		<p>通常分 基本的な条件 ・起点及び終点が国道、県道、又は町道と連絡、接続する道路 ・公園、学校、その他主要公共施設等に連絡する道路 ・現況幅員がおおむね4m以上 ・路面、路肩、その他道路施設が良好で最低5ヶ年は維持、補修工事が必要としないこと ・道路敷の所有権を速やかに町に寄付でき、他の権利の設定や係争のないもの 構造及び付属物設置基準 交通安全施設設置基準 占用物件の設置基準</p> <p>都市計画法第32条に規定する公共施設(道路)の協議で同意したもの。</p>		<p>通常分 基本的な条件 幅員4m以上の道路に接道していること。 構造及び付属物設置基準 交通安全施設設置基準 占用物件の設置基準</p> <p>都市計画法第32条に規定する公共施設(道路)の協議で同意したもの。 基本的な条件 幅員4m以上の道路に接道していること。 構造及び付属物設置基準 交通安全施設設置基準 占用物件の設置基準</p>										
添付書類	<p>位置図・公図・平面図・断面図・地積測量図 道路と一体となっている施設又は工作物及び道路の付属物の構造図 埋設構造物の工事写真 利害関係人の同意書 道路敷地の登記簿謄本 管理承諾書 所有権移転登記に必要な書類</p>		<p>位置図・公図・平面図・断面図・地積測量図 道路と一体となっている施設又は工作物及び道路の付属物の構造図 埋設構造物の工事写真 利害関係人の同意書 道路敷地の登記簿謄本 管理承諾書 所有権移転登記に必要な書類</p>		<p>位置図・公図・平面図・断面図・地積測量図 道路と一体となっている施設又は工作物及び道路の付属物の構造図 埋設構造物の工事写真 利害関係人の同意書 道路敷地の登記簿謄本 管理承諾書 所有権移転登記に必要な書類</p>										

協定項目番号	23-19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針(案)	2 国庫補助事業・単独県費補助事業等道路新設改良事業については、継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。						
区分	観音寺市		大野原町		豊浜町		
国庫補助事業	地方道路整備臨時交付金(Bタイプ補助率 55%)		地方道路整備臨時交付金(Aタイプ補助率 50%)		—————		
単独県費補助事業	単独県費補助事業 補助率 35% (橋梁については50%)		単独県費補助事業 補助率 35% (橋梁については50%)		単独県費補助事業 補助率 35% (橋梁については50%)		
地方特定道路整備事業	地方特定道路整備事業(起債事業)		地方特定道路整備事業(起債事業)		—————		
単独事業	観音寺市単独事業(市費 100%)		大野原町単独事業(町費 100%)		豊浜町単独事業(町費 100%)		
15年度実績	地方道路整備臨時交付金(Bタイプ) 2路線 —————		地方道路整備臨時交付金(Aタイプ) 1路線 道路改築事業(地域戦略プラン) 2路線		————— —————		
	単独県費補助事業 1路線		単独県費補助事業 4路線		単独県費補助事業 4路線		
	地方特定道路整備事業(起債事業) 2路線		地方特定道路整備事業(起債事業) 1路線		—————		
	観音寺市単独事業 2路線		大野原町単独事業 2路線		豊浜町単独事業 20路線		

協定項目番号	23-19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針(案)	3 急傾斜地対策事業については、合併時に再編統一する。						
区分	観音寺市		大野原町		豊浜町		
急傾斜対策事業	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による、傾斜度が30度以上の急傾斜地の崩壊を防止するための事業。		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による、傾斜度が30度以上の急傾斜地の崩壊を防止するための事業。		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による、傾斜度が30度以上の急傾斜地の崩壊を防止するための事業。		
区域数	5地域		5地域		2地域		
箇所数	8箇所		10箇所		2箇所		
補助率	香川県 2/3		香川県 2/3		香川県 2/3		
上乗せ補助	観音寺市 1/3		大野原町 1/6		豊浜町 補助残額の60%		
地元負担	地元負担 0		地元負担 1/6		地元負担 補助残額の40%		

協定項目番号	23-19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針(案)	4 道路の維持管理については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。						
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町				
維持管理体制	<p>1 道路除草 事業実施状況 路肩から1m程度の道路法面の除草を業者に委託する 7月から8月にかけて年1回程度</p> <p>2 路面補修(軽微) 道路パトロール用の職員がいないので、地元からの通報により職員で対応(常温混合材) 観音寺郵便局と地域安全協定を締結し補修箇所の連絡体制の強化 地元自治会及び公民館、市職員への連絡を依頼している 予算 原材料費</p> <p>3 路面補修(重大) 職員によるバリケードでの安全対策 業者に補修箇所確認及び安全対策の強化と補修工事の依頼 小規模工事(300千円以下)であれば速やかに対応するが、規模が大きくなると設計及び請負契約後の施工となり、日数を要するので必要に応じて応急措置を講じる</p> <p>4 側溝蓋等の補修 職員によるバリケードでの安全対策 業者に補修箇所確認及び安全対策の強化と補修工事の依頼 小規模工事(300千円以下)であれば速やかに対応するが、規模が大きくなると設計及び請負契約後の施工となり、日数を要するので必要に応じて応急措置を講じる</p> <p>5 側溝清掃 用水路と道路排水が兼用工作物となっている側溝は、地元自治会、地域住民、水利組合等が自主的に実施 市街地等で道路排水機能のみの側溝は市において状況に応じて業者と契約し清掃をする 道路横断用の用水路(ヒューム管、暗渠等)の管理は水利組合等であるが、機能障害時には市において清掃及び改修等に対応する</p> <p>6 道路清掃 必要に応じて市において実施する エコ・アダプトロード実施箇所以外で幹線道路を年1回程度業者に委託し実施する</p>	<p>1 道路除草 事業実施状況 山間部等で通行に支障がある場合には除草を業者に委託する 7月から8月にかけて年1回程度</p> <p>2 路面補修(軽微) 地元からの通報により職員で対応(常温混合材) 年に数回町道をパトロールしている 予算 原材料費</p> <p>3 路面補修(重大) 職員によるバリケードでの安全対策 業者に補修箇所確認及び安全対策の強化と補修工事の依頼 小規模工事であれば速やかに対応するが、規模が大きくなると設計及び請負契約後の施工となり、日数を要するので必要に応じて応急措置を講じる</p> <p>4 側溝蓋等の補修 職員によるバリケードでの安全対策 業者に補修箇所確認及び安全対策の強化と補修工事の依頼 小規模工事であれば速やかに対応するが、規模が大きくなると設計及び請負契約後の施工となり、日数を要するので必要に応じて応急措置を講じる</p> <p>5 側溝清掃 用水路と道路排水が兼用工作物となっている側溝は、地元自治会、地域住民、水利組合等が自主的に実施 道路横断用の用水路(ヒューム管、暗渠等)の管理は水利組合等であるが、機能障害時には町において清掃及び改修等に対応する</p> <p>6 道路清掃 必要に応じて町において実施する シルバー人材センターに委託している</p>	<p>1 道路除草 事業実施状況 現地調査 町道沿いで昨年実施箇所及び要望箇所 設計書作成 職員による 発注方法 入札により町内の業者もしくはシルバー 実施時期 年数回実施</p> <p>2 路面補修(軽微) 直営(常温混合材) 予算 原材料費 購入 業者から直接購入</p> <p>3 路面補修(重大) バリケードで安全対策(直営) 設計書作成 職員による 工事発注・契約 通常の方法で締結</p> <p>4 側溝蓋等の補修 直営(軽微な場合) バリケードで安全対策(直営) 設計書作成 職員による 工事発注・契約 通常の方法で締結(重大な場合)</p> <p>5 側溝清掃 必要に応じて町において実施する。 小規模のものは職員で対応し、大規模なものについては、業者及びシルバー人材センターに委託している。</p> <p>6 道路清掃 必要に応じて町において実施する。 小規模のものは職員で対応し、大規模なものについては、業者及びシルバー人材センターに委託している。</p>				

協定項目番号	23-19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針(案)	4 道路の維持管理については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。						
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町				
関連事業	<p>7 街路樹の剪定及び灌水 街路樹の種類により剪定期の決定し必要に応じ年1回程度業者に委託する 夏季の街路樹への灌水を必要に応じ業者に委託する</p> <p>8 市道の路肩改修及び側溝整備(新設・改修) 地元自治会からの要望により緊急性の高い案件から順次整備する 道路管理上必要な箇所の整備 施工にあたっては地元地権者及び自治会長、水利関係者等と工法及び施工方法、施工時期、境界等の協議をする</p> <p>9 市道の舗装新設及び舗装修繕 地元自治会からの要望により緊急性の高い案件から順次整備する 道路管理上必要な箇所の修繕 施工にあたっては地元関係者と工法及び施工方法、施工時期等の協議をする</p> <p>1 市道以外の舗装の新設及び修繕 地元自治会からの要望により緊急性の高い案件から順次整備する 分譲住宅地内の道路については施工しない 施工にあたっては地元関係者と工法及び施工方法、施工時期等の協議をする</p> <p>2 単独県費土地改良事業による市道に隣接した用水路の整備 単独県費土地改良事業に採択となればその事業の地元負担金を市道管理者の市において支払いをする 用水路が蓋付き構造であればすべて補助対象となる 用水が開水路であり今回事業で蓋付きにする場合は蓋の費用は市費となる 県費補助率50%、市農林水産補助20%、市道管理(建設課)補助30%(賦課金分)</p>	<p>7 街路樹の剪定及び灌水 街路樹の剪定及び灌水については、必要に応じて業者及びシルバー人材センターへ委託</p> <p>8 町道の路肩改修及び側溝整備(新設・改修) 地元自治会からの要望により緊急性の高い案件から順次整備する 道路管理上必要な箇所の整備 施工にあたっては地元地権者及び自治会長、水利関係者等と工法及び施工方法、施工時期、境界等の協議をする</p> <p>9 町道の舗装新設及び舗装修繕 地元自治会からの要望又、町内パトロールにより緊急性の高い案件から順次整備する 道路管理上必要な箇所の修繕 施工にあたっては地元関係者と工法及び施工方法、施工時期等の協議をする</p> <p>1 町単独町費補助事業 ・補助申請は9月末日までに申請書を提出 ・自治会道採択基準 幅員3.0m以上とし、自治会唯一の重要路線であること 関係戸数が10戸以上 橋梁、暗渠、床版等は二等橋に相当する工法 認定事業費は資材費、用地及び補償費、特殊労務費であって普通労務費は含まれていない。 用地買収費の限度は町が行う公共土木事業費の買収価格とする。 ・事業費は100万円を限度とする。 ・補助率 自治会道改良事業 50%以内 自治会道舗装事業 50%以内</p>	<p>7 街路樹の剪定及び灌水 街路樹の剪定及び灌水については、必要に応じて業者及びシルバー人材センターへ委託</p> <p>8 町道の路肩改修及び側溝整備(新設・改修) 地元自治会からの要望により緊急性の高い案件から順次整備する 道路管理上必要な箇所の整備 施工にあたっては地元地権者及び自治会長、水利関係者等と工法及び施工方法、施工時期、境界等の協議をする</p> <p>9 町道の舗装新設及び舗装修繕 地元自治会からの要望又、町内パトロールにより緊急性の高い案件から順次整備する 道路管理上必要な箇所の修繕 施工にあたっては地元関係者と工法及び施工方法、施工時期等の協議をする</p> <p>1 町単独町費補助事業 ・補助申請は6月末までに申請書を提出 ・特別な理由がある場合において、町長が必要と認める場合は別に期日をもうける ・補助する工作物 道路、橋梁 河川、排水路、海岸、水門 港湾、漁港 上記の付属物 ・事業費については、150万を最高限度として査定する ・採択については担当者が現地調査を行い ・道路の状態などを調べ、報告 ・補助率について 道路、橋梁 60%以内 河川、水門 50%以内 海岸 40%以内 港湾、漁港 50%以内  ・上記に経済課より20%の補助</p>				

協定項目番号	23-19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針(案)	4 道路の維持管理については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。						
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町				
	<p>3 市道及び生活道の路面維持修繕用の材料支給  材料とは生コンクリート、花崗土、砕石、コンクリート蓋等二次製品等である  市道及び生活道が対象であるが人家のない農道等は不可  施工は市からの材料の支給であり施工の労力は地元関係者の協力による  市道の路面維持は市がすべきであるが予算的な観点から地元の協力が得られるならば材料を支給する。そのほうが施工時期が早くなる場合が多い(施工実績は減少している)</p> <p>5 里親制度(エコ・アダプトロード実施状況)  観音寺市第四次総合振興計画では、市民一人ひとりが主役となり、市民と行政とが協働で取り組む「みんなで創るまちづくり」を基本とし、「自然環境との共生と人間尊重」をまちづくりの基本理念としている。  本市の「アダプト・プログラム」の名称は「エコ・アダプトロード」といい平成13年4月1日実施要綱を制定。  概要(平成15年2月1日現在)  団体等数 1個人19団体、参加者数1909人  市道管理区間43.3km</p> <p>市の方針  ボランティアの活動に対して市民の理解が一層深まり、ボランティアの方々がより活動しやすいように支援する。  この制度は単なる清掃作業の委託先の変更ではない。  ボランティア活動の強化でもない。  市民と行政とが対等な関係で地域を美しくするかボランティ</p>	<p>5 里親制度</p>	<p>4 豊浜町住宅用地造成支援の申請  豊浜町内において1団地につき3戸以上の宅地造成に伴う下記に定める補助対象施設を建設しようとする個人または法人に対して申請を認める。  補助対象施設  ・幅員4m以上で下記のどれかに属するもの  ・路線の両端が道路法第3条に規定する道路(以下「道路法上の道路」という。)に接続、または他の一端が3m以上の農道。  ・路線の一端が道路法上の道路に接続し、他の一端が公園、又は学校等公共施設に通じる道路。  ・路線の一端が道路法上の道路に接続し、循環上になる道路又は他の一端部分に回転広場が設けられ交通に支障がないと認められる道路。  補助金額  ・3戸以上の住宅建築又は3区画以上の宅地造成をする場合.....補助対象施設の工事費の40%以内。但し、補助金の額は200万円が最高限度。  ・8戸以上の住宅建築又は8区画以上の宅地造成をする場合.....補助対象施設の工事費の40%以内。但し、補助金の額は400万円が最高限度。</p> <p>5 里親制度</p>				

協定項目番号	23-19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針(案)	4 道路の維持管理については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。						
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町				
	<p>活動である 効果 散乱ゴミの減少・ポイ捨て防止の啓発活動・児童、子供達への環境教育・市民と行政のパートナーシップの醸成・強化・ボランティア活動への理解と関心を高める・地域コミュニケーションの円滑化 この「エコ・アダプトロード」から国道・県道・川・海岸へと活動の輪が拡大し、市民の理解と関心が高まっている。</p> <p>..取扱事務 エコ・アダプトロード認定申込書 計画書・参加者名簿 合意書の締結 活動範囲 活動回数 其々の役割 認定証の交付(市町応接室)・清掃用具・ゴミ袋・作業用ベスト支給 保険に加入 アダプトサインの設置 活動報告書 ごみの処理(一般ごみ) 収集したごみは、原則として地域のごみステーションへ可燃と不燃とに分別し、収集日に持っていく。ごみの量が多い場合等は、ボランティアごみ収集申込書により生活環境課が対応する。 産業廃棄物等は管理者が対応する。</p> <p>6 その他市内の道路の清掃等活動 さわやかロード(県道) 団体等数 12団体、参加者数1597人 県道道管理区間 11.5km</p> <p>ボランティアサポートシステム(国道) 団体等数 3団体、参加者数 207人 国道管理区間 3.3km</p> <p>取扱事務(国・県とも同じ) 土木事務所等との連絡調整 契約の締結 ゴミ袋の支給 ゴミの処理(一般ごみ)</p> <p>7 路上放置自動車の処理 建設課 発見通報により認知 交通に支障のある場合は、直ちにセイフティコーン、ロープ等を設置車に警告書を貼付 警察署に通知 警察から放置自動車の認定 撤去手続き</p>	<p>6 その他市内の道路の清掃等活動 さわやかロード(県道)</p> <p>ボランティアサポートシステム(国道)</p> <p>7 路上放置自動車の処理 建設水道課 発見通報により認知 交通に支障のある場合は、直ちにセイフティコーン、ロープ等を設置車に警告書を貼付 警察署に通知 警察から放置自動車の認定 撤去手続き</p>	<p>6 その他市内の道路の清掃等活動 さわやかロード(県道) 団体等数 1団体、参加者数 33人 県道道管理区間 0.1km</p> <p>ボランティアサポートシステム(国道)</p> <p>取扱事務(国・県とも同じ) 土木事務所等との連絡調整 契約の締結 ゴミ袋の支給 ゴミの処理(一般ごみ)</p> <p>7 路上放置自動車の処理 建設水道課 発見通報により認知 交通に支障のある場合は、直ちにセイフティコーン、ロープ等を設置車に警告書を貼付 警察署に通知 警察から放置自動車の認定 撤去手続き</p>				

協定項目番号	23-19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針(案)	4 道路の維持管理については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。						
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町				
	<p>8 違反広告物の撤去        県道及び市道上の違反広告物の撤去は、県、警察、電力、NTTとともに県下一斉合同取締り日に行う。        回数 年4回        参加者 2人        なお、違反広告物が特に多い時は、県下一斉合同取締りの実施日以外でもその都度撤去する。</p>	<p>8 違反広告物の撤去        県道及び町道上の違反広告物の撤去は、県、警察、電力、NTTともに対応する。        回数 随時        参加者 2人</p>	<p>8 違反広告物の撤去        県道及び町道上の違反広告物の撤去は、県、警察、電力、NTTともに対応する。        回数 随時        参加者 2人</p>				



協定項目番号	23-19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針(案)	5 道路占用料については、合併時に再編統一する。						
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町				
占用許可手続き	<p>道路法第32条に規定する占用許可手続き 電柱、水管、下水排水管等の占用許可申請書の受付及び受理</p> <p>内容の聞き取り及び添付と書類の点検 申請内容を審査し許可、不許可の決裁 警察署長及び三豊広域消防長の意見聴取 許可書の交付 道路通行の制限・禁止の申請 道路通行の制限・禁止の通知書 着手届の受理 占用料の徴収(市条例に規定する額 別表) 路面復旧費(市要綱に規定する額 別表) 完了届(工事中及び竣工した写真を添付)の受理</p>	<p>道路法第32条に規定する占用許可手続き 電柱、水管、下水排水管等の占用許可申請書の受付及び受理</p> <p>内容の聞き取り及び添付と書類の点検 申請内容を審査し許可、不許可の決裁 警察署長及び三豊広域消防長の意見徴収 許可書の交付 道路通行の制限・禁止の申請 道路通行の制限・禁止の通知書 着手届の受理 占用料の徴収(町条例に規定する額 別表) 路面復旧費(県に準ずる) 完了届(工事中及び竣工した写真を添付)の受理</p>	<p>道路法第32条に規定する占用許可手続き 電柱、水管、下水排水管等の占用許可申請書の受付及び受理</p> <p>内容の聞き取り及び添付と書類の点検 申請内容を審査し許可、不許可の決裁 警察署長及び三豊広域消防長の意見徴収 (必要であれば) 許可書の交付 道路通行の制限・禁止の申請 道路通行の制限・禁止の通知書 着手届の受理 占用料の徴収(町条例に規定する額 別表) 完了届(工事中及び竣工した写真を添付)の受理</p>				

別表

占用物件		占用料 単位	観音寺市	大野原町	豊浜町	
			金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,000	770	770	
	第2種電柱		1,600	1,200	1,200	
	第3種電柱		2,200	1,600	1,600	
	第1種電話柱		930	690	690	
	第2種電話柱		1,500	1,100	1,100	
	第3種電話柱		2,100	1,500	1,500	
	その他の柱類		72	53	53	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	10	7	7	
	地下電線その他地下に設ける線類		5	4	4	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700	—	—	
	地下に設ける変圧器	面積1平方メートルにつき1年	480	—	—	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400	—	—	
	郵便差出箱		600	—	—	
	広告塔	面積1平方メートルにつき1年	4,400	1,100	1,100	
	その他のもの	面積1平方メートルにつき1年	1,400	—	—	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径0.1メートル未満	長さ1メートルにつき1年	48	36	36	
	外径0.1メートル以上		72	53	53	
	0.15メートル未満					
	外径0.15メートル以上		95	71	71	
	0.2メートル未満					
	外径0.2メートル以上		190	140	140	
	0.4メートル未満					
	外径0.4メートル以上		480	360	360	
1.0メートル未満						
外径1.0メートル以上		950	710	—		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		面積1平方メートルにつき1年	1,400	—	—	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	面積1平方メートルにつき1日	44	11	11	
	その他のもの	面積1平方メートルにつき1月	440	110	110	
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く)	一時的に設けるもの	面積1平方メートルにつき1月	440	110	
		その他のもの	面積1平方メートルにつき1年	4,400	1,100	1,100
	標識		1本につき1年	1,100	850	850
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44	—	—
		その他のもの	1本につき1月	440	—	—
	幕(道路法施行令第7条第2号に掲げる工施用施設であるものを除く)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	面積1平方メートルにつき1日	44	11	11
		その他のもの	面積1平方メートルにつき1月	440	110	110
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400	1,100	1,100
		その他のもの		2,200	540	540
	道路法施行令第7条第2号に掲げる工施用施設及び同条第3号に掲げる工施用材料		面積1平方メートルにつき1月	440	110	110
道路法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			140	—	—	
その他上記に定めるもの以外のもの			上記に準じてその都度市長が定める額	上記に準じてその都度町長が定める額	上記に準じてその都度町長が定める額	

協定項目番号	23-19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針(案)	6 河川の維持管理については、継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。						
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町				
河川の維持管理体制		<p>河川維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準用河川の浚渫にかかる調査、設計、発注事務及び監督業務</li> <li>・小規模河川の浚渫にかかる調査、設計、発注事務及び監督業務</li> </ul> <p>苦情処理対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>)苦情の受付</li> <li>)現地調査</li> <li>)原因究明・内部協議・検討</li> <li>・軽微なもの</li> <li>現地調査後建設水道課員で対応</li> <li>・建設水道課員で対応できないこと</li> <li>見積徴集及び審査</li> <li>)契約</li> </ul> <p>準用・普通河川に関する要望書の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>)現地調査</li> <li>)内容検討</li> <li>)計画策定(測量・設計)</li> <li>)予算措置・工事の施工</li> <li>・優先度の高い現場より実施。</li> <li>危険度や緊急性が高く、小額のものについては、最寄の業者より見積を徴集・審査し、早急に工事を発注</li> </ul>	<p>河川維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準用河川の浚渫にかかる調査、設計、発注事務及び監督業務</li> <li>・小規模河川の浚渫にかかる調査、設計、発注事務及び監督業務</li> </ul> <p>苦情処理対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>)苦情の受付</li> <li>)現地調査</li> <li>)原因究明・内部協議・検討</li> <li>・軽微なもの</li> <li>現地調査後建設水道課員で対応</li> <li>・建設水道課員で対応できないこと</li> <li>見積徴集及び審査</li> <li>)契約</li> </ul> <p>準用・普通河川に関する要望書の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>)現地調査</li> <li>)内容検討</li> <li>)計画策定(測量・設計)</li> <li>)予算措置・工事の施工</li> <li>・優先度の高い現場より実施。</li> <li>危険度や緊急性が高く、小額のものについては、最寄の業者より見積を徴集・審査し、早急に工事を発注</li> </ul>				
河川関連施設維持管理	<p>河川関連施設維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水門及びポンプ場の管理事務</li> <li>)二級河川の河口に内水面の排水用の水門、ポンプ場施設がある</li> <li>)ポンプ場 4箇所</li> <li>水門 10箇所</li> <li>)委託料(年間) 782,000円</li> <li>(別紙1)</li> <li>)維持管理に関しては水利組合又は自治会に維持管理を委託している</li> <li>)施設の修繕費・燃料費等は市において負担</li> </ul> <p>・河川河口の高潮対策ゲートの管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>)財田川、一ノ谷川河口に高潮対策用のゲートがあるが、整備は県、維持管理は市となっている</li> <li>)ゲートの点検(年1~2回実施)し、異常があれば県に連絡のうえ修繕を依頼する</li> <li>)台風及び高潮注意報発令時にはゲートを閉める</li> </ul>						

協定項目番号	23-19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針(案)	6 河川の維持管理については、継続中の事業については新市に引き継ぎ、新規事業については新市において調整する。						
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町				
15年度実績	.市有地の汐溜まりの管理 )市の行政財産である汐溜まりの境界確認 )汐溜まりの維持管理	井関谷護岸改修工事 白坂川支流河川改修工事	長尾川河川改修工事				

協定項目番号	23-19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
調整方針(案)	7 法定外公共物関係については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編統一する。						
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町				
管理	<p>公共物管理条例 制定済 使用料 別表 公共物管理施行規則 制定済</p> <p>境界協議 県に準じた事務処理を予定 境界確定事務処理要綱 未制定 境界確定事務取扱要領 未制定</p> <p>用途廃止・寄付 県に準じた事務処理を予定</p> <p>払い下げ 用途廃止・寄付後、行政財産から普通財産へ移管となり、総務課に引継ぐ。払い下げ事務は総務課です。</p> <p>法定外公共物の境界立会 17年4月から市町の事務となる。 方針 県の立会と同様に申請書及び関係書類の提出を求める。</p> <p>現在譲与事務及び管理事務は農林水産課土地改良係が担当し、17年3月までに譲与をうけるため作業中</p>	<p>公共用財産管理条例 制定済 使用料は別添資料</p> <p>境界協議 県に準じた事務処理を予定 譲与完了まで、譲与済地区は町、それ以外は県が事務処理するため、整合性をはかる。 境界確定事務処理要領 制定済 境界確認事務取扱要領 制定済</p> <p>用途廃止・寄付 県に準じた事務処理を予定 理由は、境界協議と同じ 用途廃止事務処理要領 制定済 寄付受納事務取扱要領 制定済 用途廃止・寄付決定財産は、総務企画課へ引継ぎ</p> <p>払い下げ 用途廃止・寄付後、行政財産から普通財産へ移管となり、総務企画課に引継ぐ。払い下げ事務は総務企画課です。</p> <p>法定外公共物の境界立会 17年4月から市町の事務となる。 方針 県の立会と同様に申請書及び関係書類の提出を求める。</p> <p>現在譲与事務及び管理事務は建設水道課が担当し、17年3月までに譲与をうけるため作業中</p>	<p>公共用財産管理条例 制定済 使用料も制定済 法定外公共物事務処理要領</p> <p>境界協議 県に準じた事務処理を予定 境界確定事務処理要領 制定済</p> <p>用途廃止・寄付 県に準じた事務処理を予定 用途廃止事務取扱要領 制定済 寄付受納事務取扱要領 制定済 用途廃止・寄付決定財産は、総務課に引継ぐ。</p> <p>払い下げ 用途廃止・寄付後、行政財産から普通財産へ移管となり、総務課に引継ぐ。払い下げ事務は総務課です。</p> <p>法定外公共物の境界立会 一部、16年4月から市町の事務。 方針 県の立会と同様に申請書及び関係書類の提出を求める。</p> <p>現在譲与事務は建設水道課が担当し、16年度に箕浦地区・和田地区、17年度に和田浜地区・姫浜地区の譲与を受ける予定。</p> <p>現在、譲与事務及び管理事務は、建設水道課が担当。</p>				

別表(第5条関係)

区分		単位	観音寺市 使用料	大野原町 使用料	豊浜町 使用料
宅地		使用面積1平方メートルにつき1年	470円	240円	240円
耕作地			14円	14円	14円
物置場			240円	240円	240円
軌道敷地		長さ1メートルにつき1年	60円	60円	60円
電柱敷		1本につき1年	1,200円	1,200円	1,200円
鉄塔敷		使用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	1,100円	1,100円
広告物		表示面積1平方メートルにつき1年	1,100円	1,100円	1,100円
管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	140円	140円	140円
	外径が0.4メートル以上のもの		360円	360円	360円
その他工作物		使用面積1平方メートルにつき1年	240円	240円	240円
上空使用		1箇所につき1年	1,100円	1,100円	1,100円
ゴルフ場又はこれに類するもの		使用面積1平方メートルにつき1年	14円	14円	14円

備考

- この表において「表示面積」とは、広告物の表示部分の面積をいう。
- 使用面積、表示面積若しくは使用物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

調整方針(案) 8 港湾・海岸の管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

区分 観音寺市 大野原町 豊浜町

取扱事務 観音寺市管理港湾 大野原町管理港湾 豊浜町管理港湾

観音寺市港湾管理条例に基づく施設管理  
市管理港湾  
・港湾施設使用許可申請書の受付、許可書の交付  
施設使用料(別表)  
現在、電力柱6本の施設使用料が納入されている。  
・船舶の入出港届の受理  
・港湾統計集計  
(2月、香川県港湾課提出)  
・係留施設別貨物・輸移出入調査  
(2月、香川県港湾課提出)

別表

観音寺市港湾設備使用料

種別	区分	単位	金額	
1 港銭	乗降船客			
	大人(13才以上)	1人につき1回	3円85銭	
	小人(13才未満5才以上)	1人につき1回	1円92銭	
2 けい船料	貨物	1トンまでごとに	3円16銭	
	定期船			
	1けい留までごとにつき	総トン数1トンにつき	1円58銭	
3 物揚場使用料	不定期船			
	1けい留(24時間)までごとにつき	総トン数1トンにつき	3円16銭	
	一般使用(初日は無料)			
4 野積場使用料	使用1日につき	1平方メートルにつき	2円84銭	
	15日以上継続使用するものは超過1日につき	1平方メートルにつき	4円25銭	
	使用1日につき	1平方メートルにつき	3円26銭	
5 ぶ頭用地使用料	電柱類	木柱・鉄柱・コンクリート柱	1か年1本につき	710円
		鉄塔	1か年1平方メートルにつき	520円
		地下埋設物	外径0.2メートル未満	1か年1メートルにつき
	架空管	外径0.2メートル以上0.4メートル未満	1か年1メートルにつき	100円
		外径0.4メートル以上1メートル未満	1か年1メートルにつき	260円
		外径1メートル以上	1か年1メートルにつき	520円
	架空管		1か年1メートルにつき	地下埋設物に同じ
広告類	標識	1か年1本につき	520円	
	看板・広告板	1か年表示面積1平方メートルにつき	2,600円	

備考  
1 24時間に満たないものは24時間とする。  
2 1トンに満たないものは1トンとする。  
3 観音寺市に在籍する船舶のけい船料は定期、不定期船ともに5割引とする。  
全部改正(昭和52年条例11号)、一部改正(昭和54年条例6号・55年16号・56年25号・59年17号・25号・62年19号・平成5年33号)

## 関係法令

### 道路法(抜粋)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉をを増進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2～5省略

(道路の種類)

第3条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- (1) 高速自動車国道
- (2) 一般国道
- (3) 都道府県道
- (4) 市町村道

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2～5省略

第28条 道路管理者は、その管理する道路の台帳(以下本条において「道路台帳」という。)を調整し、これを保管しなければならない。

2～3省略

(道路の維持又は修繕)

第42条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように勤めなければならない。

2 省略



## 関係法令

### 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「急傾斜地」とは、傾斜度が30度以上である土地をいう。

2 この法律において「急傾斜地崩壊防止施設」とは、次条第1項の規定により指定される急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設その他の急傾斜地の崩壊を防止するための施設をいう。

3 この法律において「急傾斜地崩壊防止工事」とは、急傾斜地崩壊防止施設の設置又は改造その他次条第1項の規定により指定される急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊を防止するための工事をいう。

(急傾斜地崩壊危険区域の指定)

第3条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要と認めるときは、関係市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)の意見を聞いて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者の危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第7条第1項各号に掲げる行為が行われることを制限する土地の区域を急傾斜地崩壊区域として指定することができる。

2 前項の指定は、この法律の目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該急傾斜地崩壊危険区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

4 傾斜地崩壊危険区域の指定又は廃止は、前項の公示によってその効力を生ずる。

協定項目番号	23 - 19	合併協定項目	各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	建設分科会
--------	---------	--------	------------------------	-------	------	--------	-------

## 関係法令

### 河川法(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

(河川管理の原則等)

第2条 河川は、公共用物であって、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行わなければならない。

2 河川の流水は、私権の目的となることができない。

(この法律の規定を準用する河川)

第100条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定めた規定を除く。)を準用する。

2 省略

先進地事例

団体名	合併期日	調整方針
さぬき市	H14.4.1	(1) 町道、港湾関係については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、路線区分については新市において調整するものとする。 (2) 町道・橋梁・港湾工事に係る費用については、全額新市の負担とする。 (3) 建設関係事業については、新市の建設計画に基づき計画的に実施し、継続工事については引き続き実施する。 (4) 道路占用料及び路面復旧費については、香川県に準じるものとするが、橋梁維持管理使用条例は廃止する。
松坂地方 合併協議会 (松坂市)  三重県	H17.1.1	(1) 市町道路認定・廃止・変更 市町道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 新市における道路認定基準については、合併時まで調整する。 (2) 道路維持修繕事業 現行のとおり新市に引き継ぐ。 (3) 河川維持修繕事業 現行のとおり新市に引き継ぐ。 (4) 建設関係事業 新市建設計画等に基づき計画的に実施し、継続事業については、新市においても引き続き実施する。
宇城西部 五町合併協議会 (宇城市)  熊本県	H17.1.15	(1) 町道、準用河川、港湾関係、法定外公共物については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、路線区分については新市で調整する。 (2) 町道、橋梁、港湾工事等に係る費用については、新市において引き続き負担する。 (3) 工事負担金条例及び優良宅地、宅地認定申請手数料については、合併時まで調整する。 (4) 公共土木、建築関係事業の取扱いについては、新市建設計画に基づき計画的に行い、継続事業については、新市において引き続き実施する。 (5) 道路占用料、河川占用料については、松橋町の例による。
八日市・永源寺町・ 五個荘町・愛東町 合併協議会 (東近江市) 滋賀県	H17.2.11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路河川事業で継続中のものは新市に引き継ぎ、新規事業は新市で計画的に整備、推進する。また市道以外の生活道路は、地元要望を踏まえ自治会、新市が事業費を負担し整備する。</li> <li>・ 道路の維持管理は、基本的に現行のとおり新市に引き継ぐ。</li> <li>・ 市道の認定基準及び再編は、新市で定める。ただし、旧市町の既認定路線は新市に引き継ぐ。</li> </ul>